

九州本土における再生可能エネルギー発電設備の 出力抑制の検証結果

～2019年10月抑制分 九州電力～

2019年11月20日
電力広域的運営推進機関

1. はじめに
2. 検証の観点
3. 九州電力が公表した出力抑制の実施状況
4. 総合評価
5. 検証結果

(別紙1) 日別の需要想定・需給状況・再エネ出力抑制の必要性

(別紙2) 日別の優先給電ルールに基づく抑制、調整状況

(別紙3) (参考) 当日の需給実績

(参考資料) 再生可能エネルギー発電設備の出力抑制の検証における
基本的な考え方～九州電力編～

九州電力は、2019年10月に、九州エリア（本土）において再生可能エネルギー発電設備（以下、「再エネ」という。）の出力抑制の前日指令を延べ6日（※）実施した。

（※） 当日、自然変動電源（太陽光・風力）の出力抑制に至ったのは、2日間のみとなった。

本機関は、業務規程第180条に基づき、九州電力から送配電等業務指針（以下、「業務指針」という。）第183条および第185条に定める事項の説明を受け、これを裏付ける資料を受領したうえで、抑制前日の指令時点において、九州電力の出力抑制が法令および指針に照らして適切であったか否かを確認および検証したので、その結果を公表する。

本機関は、法令および指針に照らして、抑制前日の指令時点において抑制が不可避であったか否かを、以下の観点で検証した。**基本的な検証の考え方**は、「参考資料」参照。

**① 再エネの出力抑制に関する指令を行った時点で予想した需給状況
(データは、「別紙 1」参照)**

- ・過去の蓄積された実績から、類似の需要実績を抽出しているか。
- ・最新の気象データ（気象予測）に基づき、補正されているか。
- ・最新の日射量予測データに基づき、太陽光の出力想定をしているか。
- ・最新の風力予測データに基づき、風力の出力を想定しているか。
- ・太陽光および需要の想定誤差量は適切か。

**② 優先給電ルールに基づく抑制、調整（下げ調整力確保）の
具体的な内容（データは、「別紙 2」参照）**

- ・電源Ⅰ・Ⅱ火力機を、LFC調整力2%を確保しつつ最低限必要な台数に厳選しているか。
- ・揚水発電機の揚水運転や電力貯蔵装置の充電の最大限活用を見込んでいるか。
- ・電源Ⅲ火力を、発電事業者と事前合意された出力まで抑制することを見込んでいるか。
- ・連系線空容量を最大限活用した域外送電となっているか。
- ・バイオマス専焼電源の抑制、地域資源バイオマスの運転状況を確認。

③ 再エネの出力抑制を行う必要性（データは、「別紙 1」参照）

- ・上記②で再エネの出力抑制の前段まで下げ調整力を確保しても
上記①で予想したエリア需要等を供給力が上回る結果となっているか。

エリア需要想定

太陽光・風力の
出力想定

火力電源等の
出力抑制

揚水発電機の
揚水運転 等

連系線の活用

再エネの出力抑制

①需給状況
(別紙 1)

②優先給電
ルールに基
づく抑制、
調整
(下げ調整
力確保)
(別紙 2)

③必要性
(別紙 1)

第23回系統WGにおいて九州電力が示した「再エネ出力制御の運用方法見直し」は、抑制必要量のオフライン制御とオンライン制御（※1）への配分を平均誤差量を使用して決定する方法であり、前日計画時点の抑制必要量は、これまでどおり**最大誤差量**で評価する。

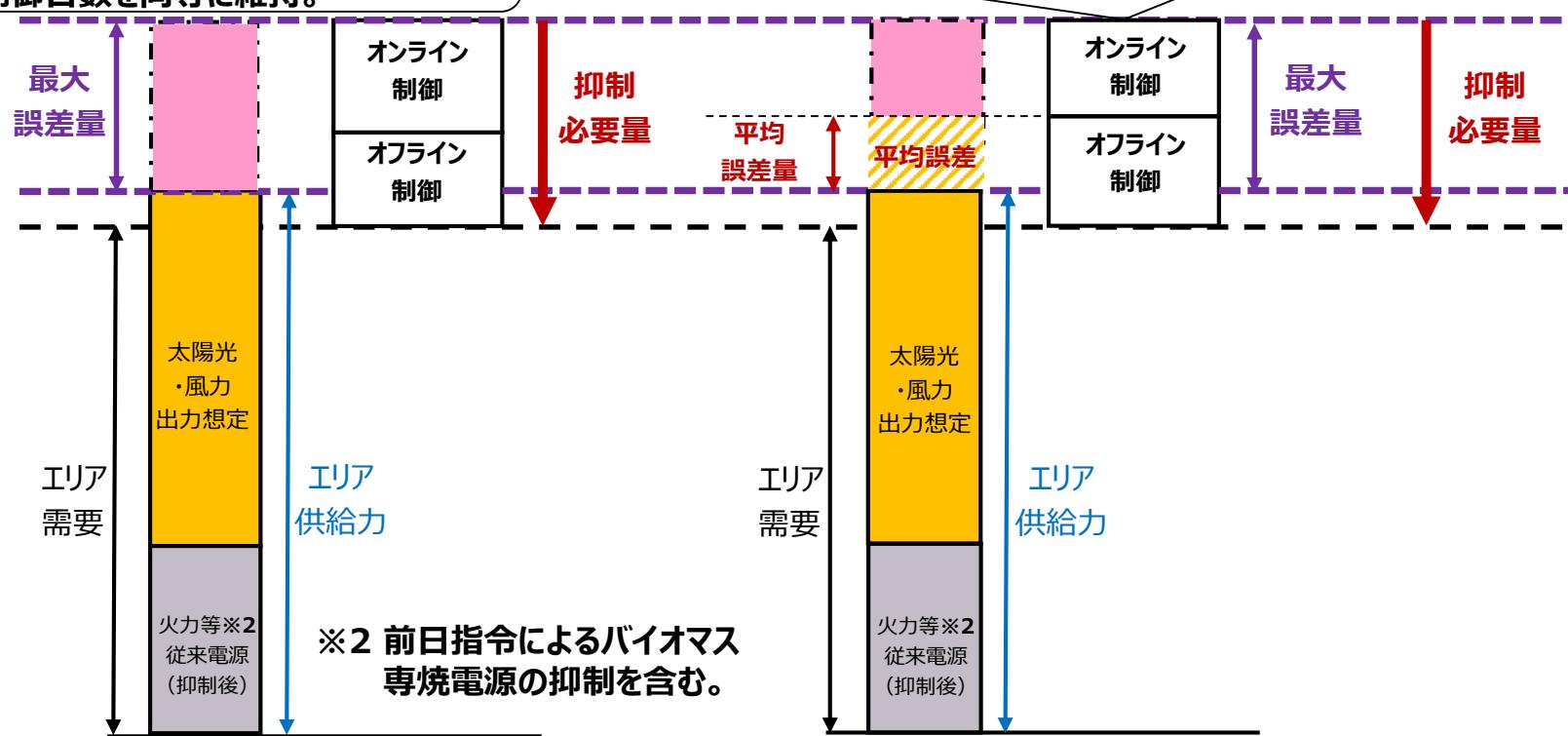
（※1）オフライン制御：現地操作が必要な発電所（オフライン発電所）への指令
オンライン制御：遠隔制御が可能な発電所（オンライン発電所）への制御

[これまでの運用]

公平性確保のため、オンライン制御とオフライン制御の配分量を適宜調整し、制御日数を同等に維持。

[今秋の運用（平均誤差量をオフライン制御に割り当てる運用）]

前日指令時点は、出力抑制の確度が高い**平均誤差量**をオフライン制御に配分。
最大誤差量と**平均誤差量**との差分をオンライン制御に配分。



3. 九州電力が公表した出力抑制の実施状況

九州電力は、10月の以下の日について、下げ調整力不足が発生することを想定したため、再エネ事業者に対し、出力抑制を前日指令（※1）した。

（※1）当日、自然変動電源（太陽光・風力）の出力抑制に至ったのは、13日と14日の2日間のみとなった。

| 供給区域 | 九州エリア（本土） | | | | | |
|-----------|----------------------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 指令日時 | 10月12日(土) 16時 | 10月13日(日) 16時 | 10月26日(土) 16時 | 10月27日(日) 16時 | 10月29日(火) 16時 | 10月30日(水) 16時 |
| 抑制実施日 | 10月13日 (日) | 10月14日 (月) | 10月27日 (日) | 10月28日 (月) | 10月30日 (水) | 10月31日 (木) |
| 最大抑制量（※2） | 62.2万kW | 29.3万kW | 26.7万kW | 53.0万kW | 58.6万kW | 24.9万kW |
| 抑制時間 | 8～16時 | 8～16時 | 8～16時 | 8～16時 | 8～16時 | 8～16時 |
| 九州電力公表サイト | 九州本土の出力制御指示内容を参照 | | | | | |

（※2）前日計画時点における最大抑制量（オフライン制御で確保する制御量 + オンライン制御で当日対応する制御量）を示す。

本機関は、九州電力が行った前日指令時点における再エネ出力抑制の妥当性を評価した。

| 評価項目 | 10月 | | | | | |
|--|-----|-----|-----|----|-----|-----|
| | 13 | 14 | 27 | 28 | 30 | 31 |
| 1. 再エネの出力抑制に関する指令を行った時点で予想した需給状況 | - | - | - | - | - | - |
| (1) エリア需要等・エリア供給力 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| (2) エリア需要想定 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| (3) 太陽光の出力想定 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| (4) 風力の出力想定 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 2. 優先給電ルールに基づく抑制、調整(下げ調整力確保)の具体的な内容 | - | - | - | - | - | - |
| (1) 電源Ⅰ・電源Ⅱ火力 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| (2) 揚水発電機の揚水運転 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| (3) 電力貯蔵装置の充電 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| (4) 電源Ⅲ火力 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| (5) 長周期広域周波数調整 | - ※ | - ※ | - ※ | ○ | - ※ | - ※ |
| (6) バイオマス専焼電源 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| (7) 地域資源バイオマス | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 3. 再エネの出力抑制を行う必要性 | - | - | - | - | - | - |
| 再エネの出力抑制を行う必要性と抑制必要量 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 総合評価 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

※ 前日計画時点の下げ調整力最小时刻において、中国九州間連系線（関門連系線）の未利用領域（空容量）が無かつた日。

| 評価項目 | 理由 |
|--|--|
| 1. 再エネの出力抑制に関する指令を行った時点で予想した需給状況 | — |
| (1) エリア需要等・エリア供給力 | エリア需要等と、再エネ余剰分を差し引いたエリア供給力とが等しく計画されていた（全抑制日）。 |
| (2) エリア需要想定 | 類似の過去実績から想定できていた（全抑制日）。 |
| (3) 太陽光の出力想定 | 最新の日射量データで想定できていた（全抑制日）。 |
| (4) 風力の出力想定 | 最新の風力予測値で想定できていた（全抑制日）。 |
| 2. 優先給電ルールに基づく抑制、調整（下げ調整力確保）の具体的な内容 | — |
| (1) 電源Ⅰ・電源Ⅱ火力 | 最低限必要なユニットのみ運転することを確認した（全抑制日）。松浦発電所は、2号機の試運転試験パターンに基づく出力まで抑制することを確認した（全抑制日）。新小倉発電所は、燃料受入に伴うBOG消費のための発電機出力まで抑制することを確認した（28, 30日）。 |
| (2) 揚水発電機の揚水運転 | オーバーホールや系統作業に伴う停止中機器を除き、最大限揚水することを確認した（全抑制日）。 |
| (3) 電力貯蔵装置の充電 | 大容量蓄電池を最大限充電することを確認した（全抑制日）。 |
| (4) 電源Ⅲ火力 | 電制電源は、最低出力まで抑制（13, 14, 27日）、連系線の運用容量に影響しない出力まで抑制（28, 30, 31日）することを確認した。その他の発電所は、燃料貯蔵等に影響を与えない出力まで抑制、あるいは事前合意された最低出力以下に抑制することを確認した（全抑制日）。 |
| (5) 長周期広域周波数調整 | 抑制指令時点で連系線空容量を最大限活用する計画としていた（28日）。前日計画時点の下げ調整力最小時刻において連系線空容量が無い日は5日あった（13, 14, 27, 30, 31日）。 |
| (6) バイオマス専焼電源 | 事前合意された最低出力以下に抑制することを確認した（全抑制日）。 |
| (7) 地域資源バイオマス | 出力抑制の対象外としていることを確認した（全抑制日）。 |
| 3. 再エネの出力抑制を行う必要性 | — |
| 再エネの出力抑制を行う必要性と抑制必要量 | 至近までの太陽光設備量と実績を基に想定誤差量を算出し、想定誤差量を考慮したエリア供給力が、エリア需要等を上回る結果となっていた（全抑制日）。 |
| 総合評価 | 再エネ出力抑制を計画した6日間すべてにおいて、各項目が妥当であったと評価する。 |

本機関が検証した結果、下げ調整力不足が見込まれたために行われた今回の出力抑制の指令は、適切であると判断する。

○検証を行った3項目

① 再エネの出力抑制に関する指令を行った時点で予想した需給状況

これまで蓄積された過去の需要実績を最大限活用し、下げ調整力最小時刻のエリア需要等を想定できていた。また、最新の日射量データと発電所地点周辺の風速予測データを基に、太陽光・風力の出力を的確に想定できていた。

② 優先給電ルールに基づく抑制、調整（下げ調整力確保）の具体的な内容

電源Ⅰ・Ⅱ火力機を最低限運転に必要な台数に厳選、揚水発電機の揚水運転、および電力貯蔵装置の充電を最大限活用するとともに、電源Ⅲの最低出力運転、ならびに連系線空容量を最大限活用して、下げ調整力を最大限確保する計画としていた。
なお、10月13, 14, 27, 30, 31日は、前日計画時点で連系線空容量は無かった。

③ 再エネの出力抑制を行う必要性

上記②で再エネの出力抑制の前段まで下げ調整力を確保しても、上記①のエリア供給力がエリア需要等を上回るため、再エネの抑制を行う必要があった。